

平成27年度皇居外苑照明設計等整備設計業務説明書

1 業務の概要

1) 業務内容

本業務では、基本計画（皇居外苑照明のあり方に関する夜間景観基本計画）に基づく全体の基本設計を行い、基本設計に基づく馬場先通り、祝田口、行幸通り等の一部の実施設計を行うものである。

2) 業務内容

- ① 業務計画立案
- ② 基本設計
- ③ 実施設計
- ④ 報告書作成

3) 履行期間

履行期間は、以下のとおり予定している。

契約締結の日～平成28年8月31日

4) 業務実施上の条件

- ① 参加表明書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

- ・ 同種又は類似業務の実績

参加表明書を提出する者は、下記に示される「同種又は類似業務」について、平成17年度以降に完了した業務において、1件以上の実績を有さなければならない。

同種業務：皇居外苑（北の丸公園、環境省業務以外含）において、照明による夜間景観の形成に関する設計

類似業務：皇居外苑以外における国民公園、重要文化財（建造物等）、伝統的建造物群保存地区世界遺産（文化遺産等）の照明による夜間景観の形成に関する設計

- ② 配置予定技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

- ・ 配置予定技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績

管理技術者は、①参加表明書の提出者に対する要件に示される「同種又は類似業務」について、平成17年度以降に完了した業務において、1件以上の実績を有さなければならない。

- ・ 手持ち業務量

平成28年2月16日現在の手持ち業務量（特定後未契約のものを含む）

管理技術者：全ての手持ち業務量の契約金額が10億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者

- ③ 業務の打ち合わせの回数は7回とし、第1回及び成果品納入時の打ち合わせには管理技術者が出席するものとする。

5) 成果品

成果品は次のとおりとする。

- ・ 報告書（A 4 判） 1 0 部
- ・ 添付図面 仕様書のとおり
- ・ 電子媒体 1 0 部

6) その他

本業務の契約書（案）は別添のとおりである。

2 担当部局

環境省 自然環境局 皇居外苑管理事務所 庶務科

住 所 〒100－0002 東京都千代田区皇居外苑1-1

T E L 03－3213－0095 F A X 03－3201－1017

3 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

1) 参加表明書の作成方法

参加表明書の様式は、（様式－1～6、A 4 判）に示されるとおりとする。なお、文字サイズは10ポイント以上とする。

2) 参加表明書内容の留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
当該部門の建設コンサルタント登録等	・ 建設コンサルタント登録規定（昭和 52 年建設省告示第 717 号）その他の登録規定に基づく登録状況について記載する。 ・ 記載様式は様式－2 とする。
企業の過去 1 0 年間の同種又は類似業務実績	・ 参加表明書の提出者が過去に受託した「同種又は類似業務」の実績について記載する。 ・ 記載する業務は、平成 1 7 年度以降に完了した業務とする。 ・ 記載する業務数は、3 件とする。 ・ 記載様式は様式－3 とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1 枚以内に記載する。
予定管理技術者の経歴等	・ 配置予定の管理技術者について、経歴等を記載する。 ・ 同種又は類似業務の実績は平成 1 7 年度以降に完了した業務を対象とし、記載する。件数は最大 3 件とする。 ・ 手持ち業務は平成 2 8 年 2 月 1 6 日現在、環境省以外の発注者（国内外を問わず）のものも含めすべて記載する。 手持ち業務とは以下のものを指す。 管理技術者：管理技術者となっている 500 万円以上の他の業務 ・ 本業務以外の業務で配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務面の後に「特定済」と明記する。 ・ 記載様式は様式－4 とする。
予定管理技術者の過去 1 0 年間の同種又は類似業務実績	・ 配置予定の管理技術者が過去に従事した「同種又は類似業務」の実績について記載する。 ・ 記載する業務は、平成 1 7 年度以降に完了した業務とする。 ・ 記載する業務数は 1 件とする。 ・ 参加表明書の提出者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名等を記載すること。 ・ 記載様式は様式－5 とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1 枚以内に記載する。
業務実施体制	・ 業務の分担について記載する。 ・ 他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等

	の技術協力を受けて実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。 ・記載様式は様式－6とする。
--	--

3) 契約書の写し

同種又は類似業務の実績として記載した業務に係る契約書の写しを提出すること。ただし、当該業務が、社団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。

4 参加表明書の提出方法、提出先及び提出期間

- 1) 受領期間：平成28年2月16日（火）～平成28年2月29日（月）（土曜、日曜及び祝日は除く。）9時00分～17時00分まで。
- 2) 提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 3) 提出先：上記2に同じ。

5 説明書の内容についての質問の受付及び回答

- 1) この説明書に対する質問がある場合は、次に従い、提出すること。
 - ① 質問の受付期間：平成28年2月16日（火）～平成28年2月25日（木）（土曜、日曜及び祝日は除く。）9時00分～17時00分まで。
 - ② 提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。
 - ③ 提出先：上記2に同じ。
- 2) 質問に対する回答は、平成28年2月26日（金）17時00分までに全社に対してFAXにて回答する。

6 技術提案書の提出者に要求される資格要件及び技術提案書の提出者を選定するための基準

1) 技術提案書の提出者に要求される資格

- ① 予算決算及び会計例（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ② 環境省の建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争参加資格の認定を受けているものであること。
- ③ 工事請負契約等に係る指名停止等措置要領（平成13年環境会第9号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

2) 技術提案書の提出者を選定するための基準

- ① 技術提案書の提出者を選定するための評価項目、評価基準、並びに評価のウェイトは以下のとおりである。

評価項目				評価基準			評価の ウェート
				A	B	C	
参加 表明 者の 経 験 及 び 能 力	資 格 要 件	技 術 部 門 登 録	当該部門の建設 コンサルタント 登録等	当該業務に関連する 部門のコンサル タント登録等あり	当該業務に関連する 部門のコンサル タント登録等なし	—	5
	専 門 技 術 力	成 果 の 確 実 性	過去10年間の 同種又は類似業 務の実績の内容	同種業務の実績がある	類似業務の実績がある	同種又は類似業務 の実績が無い	10
予 定 管 理 技 術 者 の 経 験 及 び 能 力	資 格 要 件	技 術 者 資 格	技術者資格、そ の専門分野の内容	照明デザイン分野の国際的な賞 の受賞又は当該 分野の国際的資格等	照明デザイン分野の賞の受賞又は 当該分野の資格等	—	10
	専 門 技 術 力	業 務 執 行 技 術 力	過去10年間の 同種又は類似業 務の実績の内容	同種業務の実績がある	類似業務の実績がある	同種又は類似業務 の実績が無い	5
	専 任 制	専 任 制	手持ち業務金額 及び件数 (特定後未契約 のものを含む)	—	右に該当しない	全ての手持ち業務 の契約金額合計が 10億円以上又は 手持ち業務の件数 が10件以上	5
業 務 実 施 体 制	業務実施体制の妥当性			—	—	下記項目に該当する ・業務の主たる部分 を再委託としている ・業務の分担構成 が不明確又は不 自然	数値化し ない

② 評価項目ごとの評価（A及びB）を以下のとおり数値化したものを各評価項目のウェートに乗じて得た数値の合計値により評価を行い、優位に評価された者を技術提案書の提出者として選定する。C評価がある場合には選定しない。評点の合計が同点となった場合には、A評価の多い者を優先して扱う。

A：5／5

B：3／5

③ 技術提案書の提出者として選定したものには、書面（選定通知書）により通知する。

3) 技術提案書の提出者の選定数

技術提案書の提出者は3～5者選定する。ただし、同評価の提出者が5者を超えて存在する場合にはこの限りではない。

7 非選定理由に関する事項

1) 参加表明書を提出した者のうち技術提案書の提出者として選定されなかった者に対

しては、選定されなかった旨と、その理由（非選定理由）を書面により通知する。

2) 選定しなかった旨の通知を受けた者は、支出負担行為担当官に対して非選定理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

① 受領期限： 選定しなかった旨の通知をした日の翌日から起算して7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。）後の17時

② 提出場所： 上記2に同じ。

③ 提出方法： 書面は持参することにより提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

3) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、提出期限の翌日から起算して10日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

8 技術提案書の作成及び記載の留意事項

1) 技術提案書作成上の基本事項

プロポーザルは、調査、検討及び設計業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本要請書において記載された事項以外の内容を含む技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

2) 技術提案書の作成方法

技術提案書の様式は別添（様式－7～9）に示されるとおりとする。

なお、文字サイズは10ポイント以上とする。

3) 技術提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
業務への取り組み姿勢	・業務への取り組み姿勢を問うために、本業務の特徴等を踏まえた業務実施の着眼点や実施方針を簡潔に記載する。 ・記載様式は様式－5を用い、1枚以内に記載する。 ・取り組み姿勢に関しては、ヒアリングを実施して評価する。
特定テーマに対する技術提案	特定テーマ（1）正門前広場において、皇居外苑照明のあり方に関する夜間景観基本計画に即した照明の提案について。 その的確性、独創性（工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）を考慮して総合的に評価する。
	特定テーマ（2）桜田門地区において、皇居外苑照明のあり方に関する夜間景観基本計画に即した照明の提案。同上。
	特定テーマ（3）和田倉地区において、皇居外苑照明のあり方に関する夜間景観基本計画に即した照明の提案。同上。
	特定テーマ（4）生態系への配慮について、皇居外苑照明のあり方に関する夜間景観基本計画に即した照明の提案。同上。

4) 業務量の目安

本業務の参考業務規模は、40,000千円程度を想定している。

5) 作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

6) 技術提案書の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

9 技術提案書の提出方法、提出先、提出期限

- 1) 提出期限：平成28年3月18日（金）17時00分まで。
- 2) 提出方法：10部を持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 3) 提出先：上記2に同じ。

10 技術提案書を特定するための評価基準

- 1) 技術提案書の評価項目、評価基準、並びに評価のウェイトは以下のとおりである。

評価項目			評価基準			評価のウェイト
			A	B	C	管 理 技術者
資格要件	技術者資格	技術者資格、その専門分野の内容	照明デザイン分野の優れた技術等に対して授与される国際的な賞及び当該分野の国際資格等	照明デザイン分野の賞の受賞及び当該分野の資格等	—	10
専門技術力	業務執行技術力	過去10年間の同種又は類似業務の実績の内容	同種業務の実績がある	類似業務の実績がある	同種又は類似業務の実績が無い	5
専任制	専任制	手持ち業務金額及び件数（特定後未契約のものを含む）	—	右に該当しない	全ての手持ち業務の契約金額合計が10億円以上又は手持ち業務の件数が10件以上	5
業務への取り組み組	書面	業務の理解度	目的、条件、内容が簡潔に表現されている	左右に該当しない	目的、条件、内容が簡潔さに欠ける	5
		業務の実施手順	業務の実施手順が妥当	左右に該当しない	業務の実施手順に矛盾がある	5
		業務量の把握	業務量の把握が適切	左右に該当しない	業務量の把握が不適切	5

み 姿 勢	ヒ ア リ ン グ	専 門 技 術 力	専門技術力の確 認	実績として挙げ た業務の担当分 野に中心的、主 体的に参画した ことが確認でき る。	左に該当しない	—	5
		取 り 組 み 意 欲	業務への取り組 み意欲	業務への取り組 み意欲が旺盛	左に該当しない	—	5
		コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 力	質問に対する応 答性	質問に対する応 答が明快、かつ 迅速	左に該当しない	—	5
特定テーマに対 する技術提案 (1)		留意事項に対 する的確性、独 創性、実現性	留意事項に則す る。	左に該当しない	—	20	
特定テーマに対 する技術提案 (2)		留意事項に対 する的確性、独 創性、実現性	留意事項に則す る。	左に該当しない	—	15	
特定テーマに対 する技術提案 (3)		留意事項に対す る的確性、独創 性、実現性	留意事項に則す る。	左に該当しない	—	5	
特定テーマに対 する技術提案 (4)		留意事項に対す る的確性、独創 性、実現性	留意事項に則す る。	左に該当しない	—	10	

2) 評価項目ごとの評価（A及びB）を以下のとおり数値化したものを各評価項目のウェートに乗じて得た数値の合計値により評価を行い、優位に評価された者を特定する。C評価がある場合には特定しない。評点の合計が同点となった場合には、A評価の多い者を優先して扱う。

A：5／5

B：3／5

3) 特定された者に対しては、書面（特定通知書）により通知する。

11 ヒアリング

1) 以下のとおりヒアリングを行う。

- ① 実施場所：環境省会議室予定（別途通知）
- ② 実施期間：平成28年3月24日（木）
- ③ ヒアリングの時間は協議の上、決定する。

- ④ 出席者：管理技術者又は主たる担当分野の代表技術者。1名に限る。
- 2) ヒアリングでは技術提案書に記載された以下の以降について質疑応答を行う。
 - ① 管理技術者の経歴について
 - ② 管理技術者の業務実績について
 - ③ 取り組み姿勢（業務の着眼点、実施方針）について
- 3) ヒアリング時の追加資料は受理しない。

12 非特定理由に関する事項

- 1) 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨と、その理由（非特定理由）を書面（非特定理由書）により通知する。
- 2) 特定されなかった旨の通知を受けた者は、分任支出負担行為担当官に対して非特定理由について、次に従い、電子入札システム書面により説明を求めることができる。
 - ① 受領期限：特定されなかった旨の通知をした日の翌日から起算して7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。）後の17時
 - ② 提出場所：上記2に同じ。
 - ③ 提出方法：書面は持参することにより提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- 3) 分任支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、提出期限の翌日から起算して10日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

11 契約書作成の要否

要。別添の建築設計請負業務契約書（案）により契約書を作成するものとする。

12 契約保証金

免除。ただし公共工事履行保証証券による保証を付さなければならない。

13 支払条件

前金払いの有無 有。

14 苦情申立て

本手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成7年12月4日付け政府調達苦情処理推進本部決定）により、政府苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる。

15 関連情報を入手するための照会窓口

上記2に同じ。

16 その他

- 1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- 2) 6. 1)②に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。
- 3) 6. 2)の同種又は類似業務の実績については、我が国及びW T O政府調達協定締約国その他建設市場が開放的と認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあっては、我が国における同種又は類似業務の実績をもって判断するものとする。
- 4) 本件業務を受注したコンサルタント及び本業務を受注したコンサルタントと資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請負うことができない。
- 5) 提出期限までに参加表明書を提出しない者及び技術提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、技術提案書を提出できないものとする。
- 6) 参加表明書及び技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- 7) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び技術提案書が無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- 8) 提出された参加表明書は返却しない。なお、提出された参加表明書は、技術提案書の提出者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- 9) 特定されなかった場合には、技術提案書を返却する。なお、提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。なお、特定された技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の了解を得るものとする。
- 10) 参加表明書及び技術提案書の提出後において、原則として参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更を認めない。また、参加表明書及び技術提案書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- 11) 技術提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

（1）契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（2）契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

参加表明書

業務の名称 平成 27 年度皇居外苑照明設備等整備設計業務

履行期限 平成 28 年 8 月 31 日

標記業務の技術提案書に基づく選定の参加について、関心がありますので、参加表明書を提出します。

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官

環境省自然環境局皇居外苑管理事務所長

池田 りか 殿

提出者) 住 所

電話番号

会 社 名

代 表 者

役職名

氏名

印

担当者) 担当部署

氏 名

F A X

E - m a i l

登 録 状 況

提出者名：_____

登録規程等の題名	登録番号	登録年月日	登録部門

(様式－３)

企業の過去 10 年間の同種又は類似業務実績(３件まで)

業 務 名 称	業 務 概 要	発注機関	履行期間
TECRIS 登録番号：			
TECRIS 登録番号：			
TECRIS 登録番号：			

注) TECRISに登録されていない場合は、登録番号は記載せず、当該業務に係る契約書の写しを添付して下さい。

配置予定管理技術者の経歴等

①氏名		②生年月日（年齢）		
③所属・役職				
④保有資格等				
（部門： ）・登録番号： ・取得年月日： （部門： ）・登録番号： ・取得年月日： （部門： ）・登録番号： ・取得年月日： （部門： ）・登録番号： ・取得年月日：				
⑤同種又は類似業務の実績（ 件まで）				
業 務 名 称	業 務 概 要	発注機関	履行期間	
TECRIS 登録番号：	(〇〇技術者として従事)			
TECRIS 登録番号：	(〇〇技術者として従事)			
TECRIS 登録番号：	(〇〇技術者として従事)			
⑥手持ち業務の状況（平成 年 月 日現在、契約金額５００万円以上）				
業 務 名 称	業 務 概 要	発注機関	履行期間	契約金額
合計 件				合計 円

注）TECRISに登録されていない場合は、登録番号は記載せず、当該業務に係る契約書の写しを添付して下さい。

予定管理技術者の過去 10 年間の同種又は類似業務実績

業務分類	同種（あるいは類似）業務（〇〇に関する〇〇業務）
業務名	
TECRIS 登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関 住所 TEL	
業務の概要	
業務の技術的特徴	
当該技術者の業務 担当の内容	

注) 業務の概要及び業務の技術的特徴については、具体的に記述して下さい。

業務実施体制

分担業務の内容	備 考

注 1) 業務の分担について記載して下さい。(業務の分担を行わない場合には記載する必要はない。)

注 2) 他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由(企業の技術的特徴等)を記載して下さい。(ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。)

技術提案書

業 務 の 名 称 平成 2 7 年度皇居外苑照明設計等整備設計業務

履 行 期 限 平成28年8月31日

標記業務について技術提案書を提出します。

なお、技術提案書の提出にあたり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官

環境省自然環境局

皇居外苑管理事務所長

池田 りか 殿

(提出者)

住 所

電 話 番 号

提 出 者 名

代 表 者 役職名 氏 名 印

(作成者)

担 当 部 署

氏 名 役職名 氏 名

電 話 番 号

F A X

E-Mail

業務の実施方針

業務の実施方針及び手法の記載内容の注意事項

※ 本業務の特徴等を踏まえた業務実施の着眼点や実施方針を簡潔に記述する。
(様式－９に記載する内容を除く。)

なお、提出者を特定することができる内容の記述を記載してはならない。
(具体的な社名(協力事務所等を含む。)等。)

(1) 正門前広場において、皇居外苑照明のあり方に関する夜間景観基本計画に即した照明の提案

業務の実施方針及び手法の記載内容の注意事項

※ 提出者を特定することができる内容の記述を記載してはならない。
(具体的な社名(協力事務所等を含む。)等。)

(2) 桜田門地区において、皇居外苑照明のあり方に関する夜間景観基本計画に即した照明の提案

業務の実施方針及び手法の記載内容の注意事項

※ 提出者を特定することができる内容の記述を記載してはならない。
(具体的な社名(協力事務所等を含む。)等。)

(3)和田倉地区において、皇居外苑照明のあり方に関する夜間景観基本計画に即した照明の提案

業務の実施方針及び手法の記載内容の注意事項

※ 提出者を特定することができる内容の記述を記載してはならない。
(具体的な社名(協力事務所等を含む。)等。)

(4) 生態系への配慮について、皇居外苑照明のあり方に関する夜間景観基本計画に即した照明の提案

業務の実施方針及び手法の記載内容の注意事項

※ 提出者を特定することができる内容の記述を記載してはならない。
(具体的な社名(協力事務所等を含む。)等。)